

2013年5月30日

博士学位受領者各位

早稲田大学教務部長

早稲田大学図書館長

文部科学省学位規則改正に伴う博士学位論文公表方法の変更について

標記の件について、文部科学省学位規則改正（平成25年4月1日施行）に伴い、博士学位論文の公表方法が「印刷公表」から「インターネットによる公表」に変更となり、インターネットでの公表が原則義務となりました。

つきましては、下記の通り博士学位論文の公表方法等を変更いたしますので、遺漏なきようご対応いただきたくよろしくお願いいたします。

記

1. 改正の概要（規則一部抜粋）

(1) 論文要旨の公表

大学は、博士の学位を授与したときは、当該博士の学位を授与した日から3月以内に、当該博士の学位の授与に係る論文（以下「博士論文」という。）の内容の要旨及び論文審査の結果の要旨をインターネットの利用により公表するものとすること。（第8条関係）

(2) 博士論文の公表

- 1 博士の学位を授与された者は、当該博士の学位を授与された日から1年以内に、当該博士論文の全文を公表するものとすること。ただし、当該博士の学位を授与される前に既に公表したときは、この限りでないこと。（第9条第1項関係）
- 2 博士の学位を授与された者は、やむを得ない事由がある場合には、当該博士の学位を授与した大学等の承認を受けて、当該博士論文の全文に代えてその内容を要約したものを公表することができるものとすること。この場合において、当該大学等は、その論文の全文を求めに応じて閲覧に供するものとする。こと。（第9条第2項関係）
- 3 博士の学位を授与された者が行うこれらの公表は、当該博士の学位を授与した大学等の協力を得て、インターネットの利用により行うものとすること。（第9条第3項関係）

2. 留意事項

(1) 代替措置の取扱いについて

改正後の学位規則第9条第2項に規定する、「やむを得ない事由がある場合」とは、客観的に見てやむを得ない特別な理由があると学位を授与した大学等が承認した場合をいい、例えば、次に掲げる場合が想定されること。この場合において、当該大学等は、当該博士論文の

全文を求めに応じて閲覧に供するものとする。

- 1 博士論文が、立体形状による表現を含む等の理由により、インターネットの利用により公表することができない内容を含む場合
- 2 博士論文が、著作権保護、個人情報保護等の理由により、博士の学位を授与された日から1年を超えてインターネットの利用により公表することができない内容を含む場合
- 3 出版刊行、多重公表を禁止する学術ジャーナルへの掲載、特許の申請等との関係で、インターネットの利用による博士論文の全文の公表により博士の学位を授与された者にとって明らかな不利益が、博士の学位を授与された日から1年を超えて生じる場合
なお、「やむを得ない事由」が無くなった場合には、博士の学位を授与された者は当該博士論文の全文を、大学等の協力を得てインターネットの利用により公表すること。

3. 施行について

- (1) 平成25年4月1日から施行するものとする。
- (2) 改正後の学位規則第8条の規定は、平成25年4月1日以後に博士の学位を授与した場合について適用し、同日前に博士の学位を授与した場合については、なお従前の例によるものとする。
- (3) 改正後の学位規則第9条の規定は、平成25年4月1日以後に博士の学位を授与された者について適用し、同日前に博士の学位を授与された者については、なお従前の例によるものとする。

以 上